

<資料2>

来年度以降の小児医療協議会での検討事項について

〔事務局〕

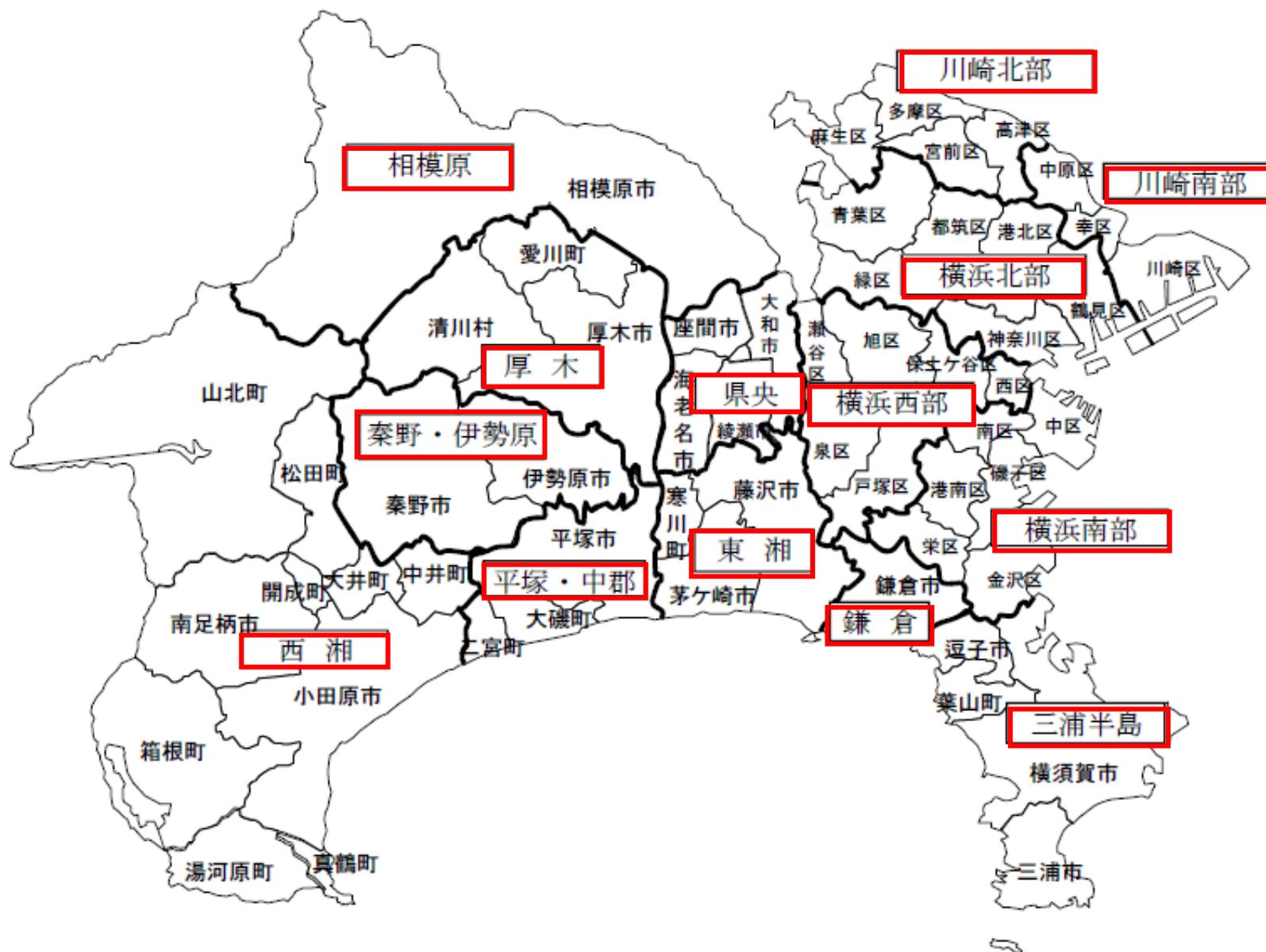
神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和7年2月20日（木）

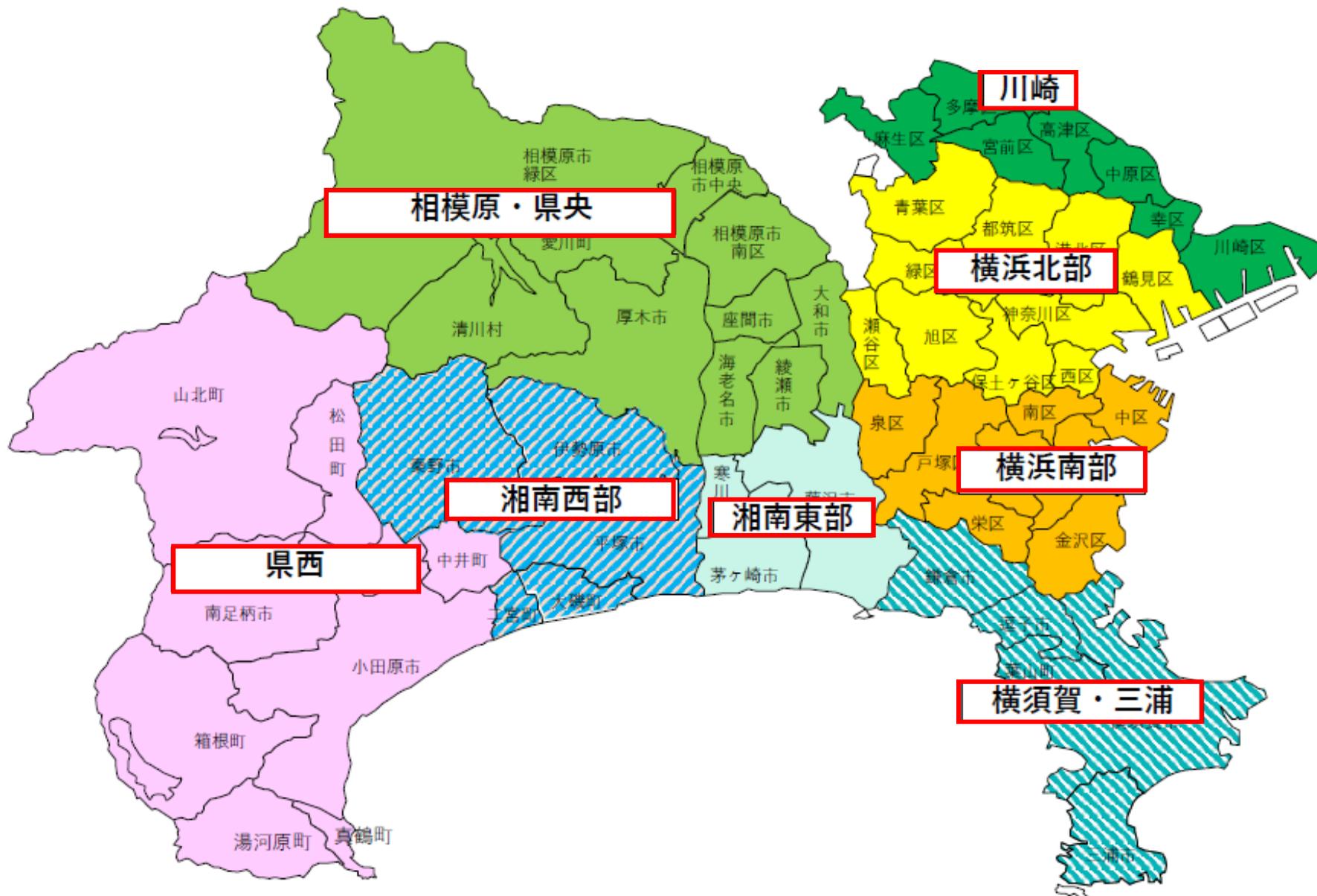
1 検討事項について

- 国が示す「小児医療の体制構築に係る指針」では、小児の医療体制に求められる医療機能について記載がある。
 - 具体的には、「都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、（中略）各種機能を明確にして、小児医療圏を設定する。」こととされている。
 - 今年度、本県では小児地域医療センター及び小児中核病院の位置付けについて整理し、機能の明確化を図った。
- 
- そこで、来年度以降については、現在設定している小児医療圏（14地域）の見直しを行うこととしたい。

2 現行の小児医療圏図（14医療圏）



【参考】小児コロナブロック図（8ブロック）



3 「小児地域医療センター」「小児中核病院」 【最終案】

【横浜地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
横浜北部	横浜北部	★	●	昭和大学横浜市北部病院
横浜西部				● 昭和大学藤が丘病院
			●	横浜労災病院
			●	済生会横浜市東部病院
			●	横浜市立市民病院
			●	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
			●	けいゆう病院
			●	横浜医療センター
横浜南部	横浜南部	★ ★	●	県立こども医療センター
				横浜市立大学附属病院
			●	横浜市立大学附属市民総合医療センター
			●	横浜市立みなと赤十字病院
			●	済生会横浜市南部病院
			●	横浜南共済病院

3 「小児地域医療センター」「小児中核病院」 【最終案】

【川崎、横須賀・三浦地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
川崎北部	川崎	★	●	聖マリアンナ医科大学病院
川崎南部				● 川崎市立多摩病院
			●	帝京大学医学部附属溝口病院
			●	日本医科大学武蔵小杉病院
			●	川崎協同病院
			●	川崎市立川崎病院
三浦半島	横須賀・三浦		●	横須賀市立うわまち病院
				(R7.3～横須賀市立総合医療センター)
			●	横須賀共済病院

3 「小児地域医療センター」「小児中核病院」 **【最終案】**

【相模原・県央、湘南、県西地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
相模原	相模原・県央	★	●	北里大学病院
県央				相模原協同病院
厚木				相模原病院
東湘	湘南東部		●	大和市立病院
			●	海老名総合病院
			●	厚木市立病院
秦野・伊勢原	湘南西部	★	●	東海大学医学部附属病院
平塚・中郡				伊勢原協同病院
西湘	県西		●	平塚市民病院
			●	小田原市立病院

※ **中核**…小児中核病院 **地域**…小児地域医療センター

4 ご意見をいただきたい事項

- ✓ 現行の14医療圏を基本としつつ、医療資源の集約化も見据え、今後、医療圏の広域化も含めて検討していくことはどうか
- ✓ 上記の見直しに併せ、小児救命救急センターの設置についても検討していくことはどうか

⇒ **以上の方向性について、委員の皆様からご意見をいただきたい**

説明は以上です。

【参考】小児特定集中治療室管理料（PICU）の概要①

- 平成24年度の診療報酬改定において、小児救急医療の充実を図る観点から、小児専門の特定集中治療室（PICU）に対する評価が新設された。

A301-4小児特定集中治療室管理料（1日につき）

7日以内の期間 16,317点 8日以上の期間 14,211点

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対し、必要があって小児特定集中治療室管理が行われた場合に、14日（急性血液浄化（腹膜透析を除く）を必要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する小児にあっては21日、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の小児にあっては35日、手術を必要とする先天性心疾患を有する新生児にあっては55日）を限度として算定する。

◆ 算定対象

15歳未満（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満）であって、次に掲げる状態にあり、医師が特定集中治療室管理が必要であると認めた者。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ア 意識障害又は昏睡 | カ 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等） |
| イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 | キ 広範囲熱傷 |
| ウ 急性心不全（心筋梗塞を含む） | ク 大手術後 |
| エ 急性薬物中毒 | ケ 救急蘇生後 |
| オ ショック | コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態 |

【参考】小児特定集中治療室管理料（PICU）の概要②

◆ 施設基準

- 小児入院医療管理料1の届出を行っている医療機関である。
- 専任の医師が常時、小児特定集中治療室内に勤務している。当該専任の医師に、小児の特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含む。
- 小児特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の小児特定集中治療室を有しており、当該治療室の病床数は、8床以上である。また、広さは、内法による測定で、1床当たり15平方メートル以上である。
- 当該治療室内に、手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましい。
- 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えている。ただし、ウから力については、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。（ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）、イ 除細動器、ウ ペースメーカー、エ 心電図、オ ポータブルX線撮影装置、カ 呼吸循環監視装置、キ 体外補助循環装置 ク 血液浄化療法に必要な装置）
- 次のいずれかの基準を満たしている。
 - ア 当該治療室において、他の保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者（転院時に他の保険医療機関でA300救命救急入院料、A301特定集中治療室管理料を算定するものに限る）が直近1年間に20名以上である。
 - イ 当該治療室において、他の保険医療機関から転院してきた患者（転院時に他の保険医療機関又は当該保険医療機関でC004救急搬送診療料を算定したものに限り）が直近1年間に50名以上（そのうち、当該治療室に入室後24時間以内に人工呼吸（5時間以上（手術時の麻酔や検査のために実施した時間を除く）のものに限る）を実施した患者（当該治療室に入室後又は当該他の保険医療機関で開始されたものに限られ、日常的に人工呼吸を実施している患者は含まない）が30名以上）である。
 - ウ 当該治療室において、人工心肺を用いた先天性心疾患手術の周術期に必要な管理を実施した患者が直近1年間に80名以上である。 等